**平成２３年（フ）第１７５号**
愛知県岡崎市大門２丁目14番地６　ダイギンハウス205、旧住所新潟市中央区上近江３丁目３番３―607号
債務者　五十嵐美行
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１９３号**
愛知県岡崎市土井町字南道場田１番地　市営土井住宅９―405
債務者　平川　　香
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２１８号**
愛知県みよし市三好丘７丁目３番地５　ビストロＫ・Ｍ・Ｓ　２―Ｉ号
債務者　高山三代子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２３６号**
愛知県みよし市園原２丁目４番地１　マノワールＢ棟101号、旧住所愛知県みよし市茹生町水洗16番地３　キングスコート三好801号
債務者　柳本防水こと　柳本　正夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第９９号**
岡山県倉敷市船穂町船穂2815番地５　エトワール103号
債務者　佐藤　康友（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１１４号**
岡山県総社市井手1120番地、住民票上の住所岡山市中区長岡310番地３
債務者　矢吹　順子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１１５号**
岡山県倉敷市浜ノ茶屋201番地２　市営浜ノ茶屋住宅Ｃ棟102号
債務者　松井　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１１８号**
岡山県倉敷市玉島柏島6486番地
債務者　岡村　美栄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１９３号**
函館市鍛治１丁目19番15号
債務者　田村なをみ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
函館地方裁判所

## 財産状況報告集会等の期日変更

**平成２３年（フ）第１０号**
秋田県山本郡三種町鵜川字谷地の上120番地
破産者　松嶋鉄工株式会社
代表者代表取締役　川尻　昭夫
1　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成23年６月30日午後１時30分から平成23年７月５日午後１時30分に変更する。
2　決定年月日　平成23年４月28日
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第１１号**
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字水沢69番地
破産者　川尻　昭夫
1　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成23年６月30日午後１時30分から平成23年７月５日午後１時30分に変更する。
2　決定年月日　平成23年４月28日
秋田地方裁判所能代支部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第２５８１号**
福岡市早良区賀茂４丁目33番８号
破産者　株式会社若楠電設工業
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３０４６号**
福岡市東区舞松原１丁目12番17号
破産者　有限会社大悦建設
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第８４６号**
宮城県塩竈市白萩町７番12号
破産者　有限会社新電気工事
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第６９７号**
栃木県日光市久次良町1771番地１
破産者　有限会社川津工務所
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６９８号**
栃木県日光市久次良町1771番地１
破産者　川津　隆子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８１８号**
栃木県宇都宮市徳次郎町2192番地、前住所栃木県鹿沼市板荷836番地１
破産者　大貫　充夫
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８１９号**
栃木県宇都宮市徳次郎町2192番地、前住所栃木県鹿沼市板荷836番地１
破産者　大貫むつ美
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８２３号**
栃木県大田原市前田15番地
破産者　有限会社水楢瓦店
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係